

令和4年1月11日

学生のみなさん

学 長

新型コロナウイルス感染者の急拡大に伴う 感染拡大防止に係る対応について

新型コロナウイルスの感染者が全国的に急拡大しており全国の新規感染者数が1月8日には8,000人を超え、府内においても1月9日の新規感染者数が215人となり、先週1週間の新規陽性者数は、先々週に比べ4.8倍に増加しています。感染力が強いとされる「オミクロン株」への置き換わりが進んでいる可能性が指摘され、今後の感染者数のさらなる増加が危惧されるところです。

また、他府県の医療機関においては、数百名の職員が陽性又は濃厚接触者となり、入院又は自宅待機者が発生し、診療体制を維持することが困難な状況となっております。

さらに、本学においても、学生に陽性者、濃厚接触者が出ています。

このような急激な感染拡大状況を踏まえ、将来医療人になる者として、下記のことについて留意して行動するとともに、引き続き基本的な感染防止対策を徹底願いたい。

1 会食等について

- 家族や普段一緒に居る人以外との会食は人数や会食時間に関わらず自粛すること。
- 家族や普段一緒に居る人との会食は、京都府のガイドライン（きょうとマナー）を遵守し、会食時間は2時間で同一テーブル4人までを目安とすること。また、会食する物同士が、感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- 飲食を伴う行事の主催は禁止すること。
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

2 外出及び国内での移動について

- 不要不急の外出を自粛すること、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- 都道府県をまたぐ往来は自粛すること。感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。

3 課外活動について

- 令和3年6月21日に学生部長から発出されたクラブ活動の基準に沿った活動で、これまでに大学に提出し許可された活動（練習）プログラムの内容で活動すること
- 対外試合については、京都府内で実施されるものに限ることとし、府外で実施されるものについては、当面の間禁止とする。
提出した活動プログラムに記載がない場合は、別途許可を受けること。

4 その他

- ワクチンの3回接種した者も、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（電話 075-251-5080）に電話すること。
- 大学としては、コロナ等で不安を感じている学生に対して寄り添い、できる限り支援したいので、気軽に教育支援課（電話 075-251-5228）や保健管理センター（電話 075-251-5080）に相談すること。

問い合わせ先
教育支援課学生支援係（内5225）